

特定随意契約案件表

No.	公表事項	内容
1	契約に係る物品又は役務の名称	ひとり親家庭等日常生活支援事業業務
2	契約の内容	母子家庭，父子家庭，寡婦の自立と生活の安定を図ることを目的として，一時的に家事や保育を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施する。
3	契約に係る相手方の選定基準及び決定方法	<ul style="list-style-type: none">本市を拠点とする地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による母子・父子福祉団体であること。徴取した見積書が予定価格の範囲内であること。
4	契約を予定する時期	令和2年3月
5	納期又は契約の履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
6	見積書の提出方法	子ども家庭課へ提出
7	担当課 (問い合わせ先)	子ども家庭課 自立支援グループ (632 - 2386)
8	特記事項	